

高等小學書方手本第二學年用下甲種

K14072

2.11

2下d

K140.72

2.11

2下d



高等小學書

第二學年用下甲種

文部省

かけまくも畏けれども
天皇皇后万代陛下の春
秋に富ませ給ひて竹の園生の

高田十

まよとよきに羨りゆくをんをれば
下地と取りなき皇國の榮もおも
はれて羨しとも羨からずや。

高田十

特別保護建造物。

鳳凰堂莊嚴華麗。

資金融通抵當低

五

高
三
甲
字

利高步購買販賣

六

畫。翰。返。任。執。筆。管。

七

高田

潔。潔。要。慰。回。抄。抄。

八

拜啓至急由相談相願度儀
これあり明後八日午後二時

九

高甲下

由伺致度候由都合如何也
折返し由一報願上候草々

高甲下

清年紙の極領の道
八日は終日在書は待

清年紙の極領の道
八日は終日在書は待

天子為國祀。祀必有君親。
悠々下地。于。盛者。在。明。神。

親おまふふたまたまる親を
今のおとづれ何とすらん。

關稅稅率從量從

十五

價協定雙務片務。

十四

十四

燕。趙。韓。魏。齊。楚。秦。

漢。晉。唐。宋。元。明。清。

拜啓先達は夢窓色と清馳と相成り有り
難くは禮申上候其の際は約束致候寄附金
別紙為替を以て由送り申上候間御手數
ながら然るべくは取計とされ候儀具

御手紙拜見仕候過日由光來之節は何の
風情もこれなく失禮致候由封入の為替早速
先方へ相渡し別紙領收證由送り申上候間
由落掌下され度候先は要用の文章と

东岸西岸之柳笔迹不同。

二十一

高田

南枝小枝之梅笔迹不同。

二十二

高田

權利。義務。遵奉。違。

犯。制。裁。訴。訟。辯。護。

救世。濟民。奮鬪。努力。

力。宥。怒。愛。撫。慰。藉。

庭の若草茂り合ひ青柳絲を亂りつ池の浮
草は波に漂ひて錦を曝すかとあやまたる。
中島の松にかれる藤波の紫に咲ける色

青葉まじりの遅櫻初花よりも珍しく
岸の山吹咲亂れ八重立つ雲の絶間より
山時鳥の一聲も君の御幸を待顔なり。

履歷書

何縣何郡何村何番地
何縣平民伊平長男

矢野市太郎

明治二十七年三月三日生

一明治三十三年四月何縣何郡何村尋常高等小學

高甲下

校ニ入學シ明治四十一年三月卒業

一明治四十一年四月ヨリ近藤商店ニ雇ハレ引續キ
勤務

一賞罰ナシ
右ノ通ニ候也

大正元年十月一日

右 矢野市太郎

三十

高甲下

沈着敏捷率直敦厚。

輕躁遲鈍執拗浮薄。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコ
ト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我
カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一
ニシテ世々歆ノ美ヲ濟セルハ此レ我

カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實
ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ
友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レ
ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ

習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ
進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲
ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶

翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ
臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ
遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシ

テ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ
古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シ
テ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シ
テ咸其徳ヲ一ニセシコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

014072-21
-2下d

大大大大
正正正正
四四四四
年年年年
四四四四
月月月月



十七
十一
日日日
日日日
修正
修正
印刷
印刷
印刷

著作權所有

大正四年四月十二日
文部省檢査濟

發賣所

東京市日本橋區新地十六番地

高等小學書
手本第二學年用下甲種

定價金參錢

日文部省
高部秩

發行所
東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地
東京書籍株式會社

代表者
東京市日本橋區通一丁目拾九番地
大倉保五郎

印刷所
東京市日本橋區新地十六番地
國定教科書共同販賣所

株式會社

